

第123期 定時株主総会招集ご通知

日時

2020年6月25日（木曜日） 午前10時

場所

ホテル イースト21東京 1階 イースト21ホール
東京都江東区東陽六丁目3番3号

今年は、極力ご来場をお控えください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役12名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

今年は、お土産のご用意はございません。



「スマート行使」と「ネットで招集」で

議決権行使が簡単・便利に

パソコン・スマートフォン・タブレット

端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/1812/>



鹿島建設株式会社

証券コード：1812

目次

■ 株主の皆様へ	2
■ 第123期定時株主総会招集ご通知	3
■ 議決権行使方法についてのご案内	5
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
第3号議案 取締役12名選任の件	9
第4号議案 監査役2名選任の件	19
(添付書類)	
■ 事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	21
2. 会社の株式に関する事項	36
3. 会社役員に関する事項	37
4. 会計監査人の状況	42
5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	43
■ 連結計算書類	
連結貸借対照表	47
連結損益計算書	48
連結株主資本等変動計算書	49
■ 計算書類	
貸借対照表	50
損益計算書	51
株主資本等変動計算書	52
■ 監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	53
会計監査人の監査報告書 謄本	55
監査役会の監査報告書 謄本	57
(ご参考)	
■ 当社グループの主な完成工事	59
■ 技術開発	61
■ トピックス	63
■ ESG (環境・社会・ガバナンス) への取り組み	65
■ 株主メモ	70

株主の皆様へ

平素は格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第123期定時株主総会招集ご通知をお届け申し上げます。

当期については期首の計画を上回る業績を確保し、「鹿島グループ中期経営計画（2018～2020）」に掲げる国内建設事業の競争力向上とグループ全体の収益力強化に向けた施策や投資を着実に推進してまいりました。

しかしながら世界で拡大している新型コロナウイルス感染症は、各国経済に大きな影響を与えています。当社グループでは、この未曾有の事態に対して、適時適切な状況判断と必要な対策を徹底し、総力を結集して事業の継続及び生産力の維持に努め、経営目標達成を目指してまいります。

また、中長期的な企業価値向上を目指し、デジタル技術革新や気候変動などのグローバルな環境変化を踏まえた持続的な成長に向けた取り組みを加速させてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何とぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月



代表取締役社長

押 味 至 一

経営理念

全社一体となって、
科学的合理主義と人道主義に基づく
創造的な進歩と発展を図り、
事業の発展を通じて社会に貢献する。

(証券コード 1812)
2020年6月8日

株 主 各 位

東京都港区元赤坂一丁目3番1号
鹿島建設株式会社
代表取締役社長 押 味 至 一

第123期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、「議決権行使書の郵送」又は「インターネット等」による事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えくださいますよう強くお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日） 午前10時

2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテル イースト21東京 1階 イースト21ホール
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第123期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第123期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

株主総会招集に関するご留意事項

1. 議決権行使は、「議決権行使書の郵送」又は「インターネット等」による事前行使を強くお願い申し上げます。
2. 本総会においては、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきますので、事前に本招集ご通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。
3. 当日の総会会場においては、感染リスク低減のため、株主様の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が例年に比べ大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほど、お願い申し上げます。
4. 本年は、接触感染リスク低減のため、お土産のご用意はございません。
5. 本総会は、例年よりも短時間で行うことを目的に、円滑かつ効率的な議事進行を目指しております。そのため、例年お一人様2問までとしている質疑応答についても、本年はお一人様1問までとさせていただきます。
6. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、代理人によるご出席の場合は、委任状と、本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（定款の定めにより、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただいております。）
7. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kajima.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
8. 開催日時及び開催場所の変更並びに添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kajima.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

▶ 下記4つの方法がございます。



● 郵送によるご行使

行使期限 ▶ 2020年6月24日（水曜日）午後5時30分

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

● スマートフォン等によるご行使



行使期限 ▶ 2020年6月24日（水曜日）午後5時30分

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取りいただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

※携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

▶ スマートフォン等による議決権ご行使の詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

● インターネットによるご行使



行使期限 ▶ 2020年6月24日（水曜日）午後5時30分

当社の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトURL】 <https://www.web54.net>

▶ インターネット等による議決権ご行使の詳細につきましては、右頁をご参照ください。



● 株主総会へのご出席 本年は、極力ご来場をお控えください。

株主総会開催日時 ▶ 2020年6月25日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権ご行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。

ご利用に際しては、次に記載する内容をご一読いただき、ご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

議決権行使ウェブサイト

ウェブこうし

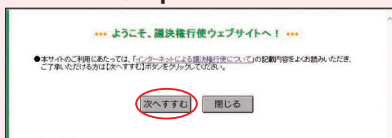
<https://www.web54.net>



スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

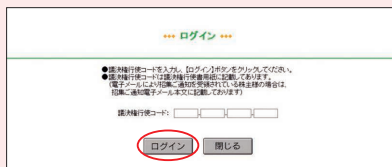
アクセス手順

1 議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセス



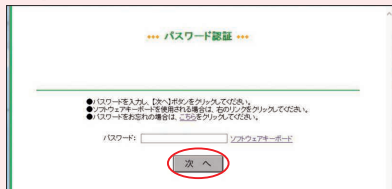
「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

● 議決権行使のお取り扱い

1. 書面とインターネット等により二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネット等によって複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

● パスワードのお取り扱い

1. パスワードは、議決権行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
2. パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

● システムに関する条件

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

● パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社における利益分配については、連結自己資本を確保しつつ、配当性向20～30%の範囲を目安に株主の皆様に対し安定的な配当に努めるとともに、業績、財務状況及び経営環境を勘案した株主還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当及びその他の剰余金の処分については、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円00銭 総額12,838,119,650円

これにより、当期における配当金は、中間配当金25円を含め、1株につき年50円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 550億円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 550億円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、以下2点について変更するものであります。

- (1) 取締役全体の員数を適正規模に保つため、現行定款第19条（取締役の員数）について、取締役の員数を「20名以内」から「13名以内」に減員するものであります。
- (2) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第21条（取締役の任期）について、取締役の任期を「2年以内」から「1年以内」に短縮するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>20名以内</u>とする。</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>13名以内</u>とする。</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

第3号議案 取締役12名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の任期は2年から1年となり、取締役13名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	再任	社外	独立	女性	当社における地位及び担当
1	おしみ よしかず 押味 至一	再任				代表取締役社長 社長執行役員
2	あつみ なおき 渥美 直紀	再任				代表取締役 副社長執行役員
3	こいずみ ひろよし 小泉 博義	再任				代表取締役 副社長執行役員 建築管理本部長
4	かやの まさやす 茅野 正恭	再任				代表取締役 副社長執行役員 土木管理本部長、海外土木担当
5	いしかわ ひろし 石川 洋	再任				取締役 副社長執行役員 営業本部長
6	うちだ けん 内田 顕	再任				取締役 常務執行役員 財務本部長
7	ひらいずみ のぶゆき 平泉 信之	再任				取締役
8	かじま しょういち 鹿島 昭一	再任				取締役相談役
9	ふるかわ こうじ 古川 洽次	再任	社外	独立		取締役
10	さかね まさひろ 坂根 正弘	再任	社外	独立		取締役
11	さいとう きよみ 齋藤 聖美	再任	社外	独立	女性	取締役
12	まちだ ゆきお 町田 幸雄	再任	社外	独立		取締役

候補者
番号

1



再任

おしみ よしかず
押味 至一生年月日 1949年2月21日生
所有する当社の株式の数 22,381株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年4月 当社入社
 2005年6月 当社執行役員 横浜支店長
 2008年4月 当社常務執行役員 横浜支店長
 2009年4月 当社常務執行役員 建築管理本部長
 2010年4月 当社専務執行役員 建築管理本部長
 2013年4月 当社専務執行役員 関西支店長
 2015年4月 当社副社長執行役員
 2015年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
 現在に至る

(重要な兼職の状況)

(株)日本建築住宅センター 社外取締役

取締役候補者とした理由

押味至一氏は、横浜支店長、建築管理本部長等を経て、2015年6月から代表取締役社長として業務執行の最高責任者を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

2



再任

あつみなおき
渥美 直紀生年月日 1949年11月29日生
所有する当社の株式の数 1,004,074株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年7月 当社入社
 1995年6月 当社取締役 営業担当
 1997年6月 当社常務取締役
 2000年6月 当社専務取締役
 2002年6月 当社代表取締役副社長
 2005年6月 当社代表取締役 副社長執行役員 企画本部長、CSR担当
 2006年6月 当社代表取締役 副社長執行役員 企画本部長
 2007年4月 当社代表取締役 副社長執行役員
 現在に至る

取締役候補者とした理由

渥美直紀氏は、営業担当、企画本部長等を経て、現在、代表取締役副社長執行役員を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

3



再任

こいずみ ひろよし
小泉 博義

生年月日 1949年6月5日生
所有する当社の株式の数 11,600株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年4月 当社入社
1999年9月 当社建設総事業本部建築技術本部工務部長
2004年6月 カジマ オーバーシーズ アジア ピー ティー イー リミテッド
取締役社長
2008年4月 当社執行役員 カジマ オーバーシーズ アジア ピー ティー イー
リミテッド取締役社長
2010年4月 当社常務執行役員 カジマ オーバーシーズ アジア ピー ティー イー
リミテッド取締役社長
2013年4月 当社専務執行役員 建築管理本部長
2015年4月 当社副社長執行役員 建築管理本部長
2015年6月 当社代表取締役 副社長執行役員 建築管理本部長
現在に至る

取締役候補者とし
た理由

小泉博義氏は、建築技術本部工務部長、アジアの子会社社長等を経て、現在、代表取締役副社長執行役員として建築管理本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

4



再任

かやの まさやす
茅野 正恭

生年月日 1951年2月12日生
所有する当社の株式の数 13,210株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年4月 当社入社
2007年4月 当社執行役員 東京土木支店長
2009年4月 当社常務執行役員 東京土木支店長
2011年4月 当社常務執行役員 土木管理本部長、機械部管掌
2012年4月 当社専務執行役員 土木管理本部長、機械部管掌
2014年4月 当社副社長執行役員 土木管理本部長、機械部管掌
2014年6月 当社取締役 副社長執行役員 土木管理本部長、機械部管掌
2015年9月 当社取締役 副社長執行役員 土木管理本部長、海外土木担当、機械部管掌
2017年4月 当社取締役 副社長執行役員 土木管理本部長、海外土木担当
2019年6月 当社代表取締役 副社長執行役員 土木管理本部長、海外土木担当
現在に至る

取締役候補者とし
た理由

茅野正恭氏は、東京土木支店長等を経て、現在、代表取締役副社長執行役員として土木管理本部長、海外土木担当を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

5



再任

いしかわ ひろし
石川 洋生年月日 1959年3月9日生
所有する当社の株式の数 2,560,253株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年7月 当社入社
 2000年6月 当社取締役 建設総事業本部営業本部副本部長兼企画本部
 2002年6月 当社常務取締役 営業担当
 2004年6月 当社専務取締役 営業担当
 2005年6月 当社取締役 専務執行役員 営業本部長
 2007年4月 当社取締役 専務執行役員 営業担当
 2016年4月 当社取締役 副社長執行役員 営業担当
 2019年4月 当社取締役 副社長執行役員 営業本部長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

石川 洋氏は、長年にわたり営業部門に携わり、営業本部長等を経て、現在、取締役副社長執行役員として営業本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

6



再任

うちだ けん
内田 顕生年月日 1956年5月13日生
所有する当社の株式の数 11,400株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年4月 当社入社
 2009年10月 当社海外法人統括部管理部長
 2010年7月 当社海外事業本部企画管理部長
 2012年12月 カジマ ヨーロッパ リミテッド取締役社長
 2015年4月 当社執行役員 財務本部副本部長兼主計部長
 2016年9月 当社執行役員 財務本部副本部長兼資金部長
 2017年4月 当社常務執行役員 財務本部副本部長兼資金部長
 2017年6月 当社取締役 常務執行役員 財務本部長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

内田 顕氏は、欧州の子会社社長、財務本部副本部長兼主計部長等を経て、現在、取締役常務執行役員として財務本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

7



再任

ひらいずみ のぶゆき
平泉 信之

生年月日 1958年3月28日生
所有する当社の株式の数 1,000,443株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
2004年4月 当社営業本部企画部担当部長兼建築管理本部LCM室兼開発事業本部資産マネジメント事業部兼(株)イー・アール・エス
2005年8月 財務省財務総合政策研究所 総括主任研究官
2007年8月 当社開発事業本部資産マネジメント事業部担当部長
2009年8月 当社退社
2009年9月 (株)アバン アソシエイツ顧問
2012年6月 当社取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

(一財) 鹿島平和研究所 会長

取締役候補者とした理由

平泉信之氏は、当社の営業、開発関連業務等に携わり、財務省財務総合政策研究所総括主任研究官、(株)アバン アソシエイツ顧問を経て、2012年6月から当社取締役を務めております。当社における豊富な業務経験と実績、及び経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

8



再任

かじま しょういち
鹿島 昭一

生年月日 1930年8月12日生
所有する当社の株式の数 15,792,711株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1953年4月 当社取締役
1959年3月 当社代表取締役副社長
1978年2月 当社代表取締役副会長
1984年2月 当社代表取締役社長
1990年6月 当社代表取締役副会長
1994年6月 当社取締役相談役
現在に至る

取締役候補者とした理由

鹿島昭一氏は、代表取締役副社長、代表取締役社長、代表取締役副会長を歴任し、その後も長年にわたり取締役相談役を務め、当社における豊富な経験と経営全般に関する深い見識を有しております。現在、取締役相談役として当社の持続的な成長と更なる企業価値向上に重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。



再任

社外

独立

9

ふるかわ こうじ
古川 洽次生年月日 1938年4月26日生
所有する当社の株式の数 7,600株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1962年4月 三菱商事(株)入社
 1992年6月 同社取締役
 1995年6月 同社代表取締役常務
 1999年4月 同社代表取締役副社長(2004年6月退任)
 2004年6月 三菱自動車工業(株)取締役副会長(2005年1月退任)
 2007年10月 (株)ゆうちょ銀行取締役代表執行役会長(2009年11月退任)
 2009年12月 郵便局(株)(現日本郵便(株))代表取締役会長
 2012年10月 日本郵便(株)代表取締役会長(2013年6月退任)
 2013年6月 日本郵便(株)顧問(2014年3月退任)
 2013年7月 日本郵便(株)顧問兼三菱商事(株)顧問
 2014年4月 三菱商事(株)顧問
 2015年6月 当社取締役
 現在に至る

(重要な兼職の状況)

三菱商事(株) 顧問

社外取締役候補者
とした理由等

古川洽次氏は、三菱商事株式会社代表取締役副社長、三菱自動車工業株式会社取締役副会長、株式会社ゆうちょ銀行取締役代表執行役会長、日本郵便株式会社代表取締役会長等を歴任し、多様な業種における企業経営者としての豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2015年6月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

古川洽次氏が顧問を務めている三菱商事株式会社並びに取締役を務めていた三菱自動車工業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び日本郵便株式会社の各社は、当社の取引先であります。直近事業年度における各社と当社との間のその取引額は、いずれも双方の連結売上高(三菱商事株式会社においては連結決算における収益、株式会社ゆうちょ銀行及び日本郵便株式会社においては経常収益)の1%未満であり、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。

古川洽次氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が5年となります。



再任

社外

独立

さかね まさひろ
坂根 正弘

生年月日 1941年1月7日生
所有する当社の株式の数 6,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1963年4月 (株)小松製作所入社
1989年6月 同社取締役
1994年6月 同社常務取締役
1997年6月 同社専務取締役
1999年6月 同社代表取締役副社長
2001年6月 同社代表取締役社長
2003年6月 同社代表取締役社長兼CEO
2007年6月 同社代表取締役会長
2010年6月 同社取締役会長
2013年4月 同社取締役相談役
2013年6月 同社相談役
2015年6月 当社取締役
2019年7月 (株)小松製作所顧問
現在に至る

(重要な兼職の状況)

(株)小松製作所 顧問
武田薬品工業(株) 社外取締役

社外取締役候補者 とした理由等

坂根正弘氏は、株式会社小松製作所代表取締役社長及び代表取締役会長等を歴任し、グローバルに事業を展開するメーカーの企業経営者としての豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2015年6月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

坂根正弘氏が顧問を務めている株式会社小松製作所は、当社の取引先であります。直近事業年度におけるその取引額は、双方の連結売上高の1%未満であり、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。

坂根正弘氏が2014年6月から社外取締役を務める武田薬品工業株式会社は、同社の高血圧症治療剤にかかる医療関係者向け広告資材の一部が誇大広告に該当するとして、2015年6月に厚生労働省から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく業務改善命令を受けました。同氏は日頃から同社取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、当該事実判明後も、再発防止に向けた対応策等について意見や提言を行っております。

坂根正弘氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が5年となります。



再任

社外

独立

女性

さいとう きよみ
齋藤 聖美 (戸籍上の氏名：武井聖美)

生年月日 1950年12月1日生
所有する当社の株式の数 6,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年 4月 (株)日本経済新聞社入社
1975年 9月 ソニー(株)入社
1984年 8月 モルガンスタンレー投資銀行入行
1990年 1月 同行エグゼクティブディレクター (1992年 2月退任)
2000年 4月 (株)ジェイ・ボンド (現ジェイ・ボンド東短証券(株)) 代表取締役社長
2015年 6月 当社取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

ジェイ・ボンド東短証券(株) 代表取締役社長
昭和電工(株) 社外監査役

社外取締役候補者 とした理由等

齋藤聖美氏は、モルガンスタンレー投資銀行エグゼクティブディレクター等を歴任した後、株式会社ジェイ・ボンド (現ジェイ・ボンド東短証券株式会社) を設立、長年にわたり代表取締役社長を務めており、起業家、企業経営者としての豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2015年6月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

齋藤聖美氏が代表取締役社長を務めているジェイ・ボンド東短証券株式会社と当社との間に取引関係はありません。

齋藤聖美氏が2012年6月から2015年9月まで社外取締役を務めていた株式会社東芝は、多額の不適切な会計処理が2008年度から2014年度までの長期にわたり行われていたことが判明し、2015年9月、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。同氏は当該不適切な会計処理に関与しておらず、また、当該不適切な会計処理を認識していませんでしたが、日頃より同社取締役会等において、コンプライアンスの強化徹底の観点から発言を行ってまいりました。本件事実の判明後は、原因究明に向けた取り組み等に関して提言を行い、経営刷新委員会の委員として再発防止策の策定を行いました。

齋藤聖美氏が2014年6月から2017年6月まで社外取締役を務めていた株式会社かんぽ生命保険において、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等に係る事案が判明しました。同社は本事案について、2019年12月27日に金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けましたが、同氏は平素より法令遵守の視点に立った提言を行い、コンプライアンス意識の徹底を図るなど、その職責を果たしてまいりました。

齋藤聖美氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が5年となります。



再任

社外

独立

まちだ ゆきお
町田 幸雄

生年月日 1942年7月3日生
所有する当社の株式の数 6,200株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1969年4月 東京地方検察庁検事任官
2002年6月 公安調査庁長官
2004年1月 仙台高等検察庁検事長
2004年12月 最高検察庁次長検事
2005年7月 退官
2005年9月 弁護士登録
2015年6月 当社監査役
2019年6月 当社取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

弁護士
朝日生命保険(株) 社外監査役
(株)みずほ銀行 社外取締役

社外取締役候補者
とした理由等

町田幸雄氏は、検事及び弁護士としての専門的知見と法曹界における豊富な経験、高度な識見を有しています。当社におきましては、2019年6月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。

町田幸雄氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が1年となります。また、同氏は、2015年6月から2019年6月まで4年間、当社の社外監査役を務めておりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 古川洽次氏、坂根正弘氏、齋藤聖美氏及び町田幸雄氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、古川洽次氏、坂根正弘氏、齋藤聖美氏及び町田幸雄氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、古川洽次氏、坂根正弘氏、齋藤聖美氏及び町田幸雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする、責任限定契約を締結しており、古川洽次氏、坂根正弘氏、齋藤聖美氏及び町田幸雄氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中谷俊信、須藤秀一郎の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者
番号



くまの たかし
熊野 隆

生年月日 1959年7月1日生
所有する当社の株式の数 2,100株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
2011年12月 当社関東支店長野営業所長
2015年4月 当社関東支店管理部長
2017年6月 当社監査部長
現在に至る

1

新任

監査役候補者とした理由

熊野 隆氏は、入社以来、主に経理関連業務等に従事し、関東支店管理部長等を経て、2017年6月から監査部長を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見と豊富な経験を有するとともに、現在、監査部長として内部監査を適切に実施していることから、当社の監査役として適任であると判断し、新たに監査役候補者とするものであります。

候補者
番号



新任

社外

独立

女性

ふじかわ ゆきこ
藤川 裕紀子 (戸籍上の氏名：小林裕紀子)

生年月日 1965年3月16日生
所有する当社の株式の数 0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1988年10月 中央新光監査法人入所
1992年 3月 公認会計士登録
1998年 6月 金融監督庁（現金融庁） 検査部金融証券検査官（2000年 6月退任）
2000年 7月 藤川裕紀子公認会計士事務所所長
2004年12月 税理士登録
2012年 1月 税理士法人会計実践研究所代表社員
現在に至る

(重要な兼職の状況)

藤川裕紀子公認会計士事務所 所長
税理士法人会計実践研究所 代表社員
東洋証券(株) 社外取締役
星野リポート・リート投資法人 監督役員

2

社外監査役候補者
とした理由等

藤川裕紀子氏は、公認会計士及び税理士として財務・会計に関する専門的知見を有し、金融監督庁（現金融庁） 検査部金融証券検査官を歴任した後、藤川裕紀子公認会計士事務所を設立し、長年にわたり所長を務めております。その豊富な経験と高度な識見から、当社の社外監査役として適任であると判断し、新たに社外監査役候補者とするものであります。

藤川裕紀子氏が所長を務めている藤川裕紀子公認会計士事務所並びに代表社員を務めている税理士法人会計実践研究所の各所と当社との間に取引関係はありません。

藤川裕紀子氏が2014年6月から社外取締役を務める東洋証券株式会社は、「米国株式取引の勧誘に関し、虚偽表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」が認められたとして、2018年12月に関東財務局から業務改善命令を受けました。同氏は、当該事実を事前には認識していませんでしたが、同社の社外取締役として、取締役会等を通じて、従前から法令遵守やガバナンス態勢強化について積極的に意見を述べ、行政処分後においては、徹底した調査の要請、再発防止に向けた内部統制態勢の強化やコンプライアンスの徹底についての提言等を行っております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤川裕紀子氏は、社外監査役候補者であります。なお、藤川裕紀子氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 藤川裕紀子氏は、2020年6月26日付で、相鉄ホールディングス株式会社の社外取締役に就任する予定であります。
4. 社外監査役候補者である藤川裕紀子氏の選任が承認可決された場合は、当社は藤川裕紀子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする、責任限定契約を締結する予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

第123期 (2019年度) 主要業績		
売上高	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
2兆107億円 前期比 1.8%増	1,466億円 前期比 10.0%減	1,032億円 前期比 6.0%減

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、通商問題の長期化などから景気減速がみられ、年度終盤には新型コロナウイルス感染症の影響が急速に拡大いたしました。

我が国経済につきましては、内需を中心に底堅さを維持していたものの、感染症拡大によるインバウンド需要の縮小や経済活動の制限などによる個人消費や企業収益への影響は避けられず、不安要素を抱える状況となりました。

国内建設市場におきましては、建設需要が公共・民間ともに底堅く推移し、感染症による当期中の生産活動の制限は限定的な範囲にとどまり、総じて安定した環境が継続しました。

こうした中、当社グループは「鹿島グループ中期経営計画 (2018~2020)」に定める施策や投資を着実に推進し、中核事業である国内建設事業の生産能力増強と競争力向上を加速させるとともに、グループ全体の収益力強化を推し進めてまいりました。

その結果、当期における当社グループの業績は、次のとおりとなりました。

建設事業受注高は、建築事業が高水準であった前期を下回ったことから、前期比12.8%減の1兆7,528億円 (前期は2兆101億円) となりました。

売上高は、建築事業、海外関係会社の増加を主因に、前期比1.8%増の2兆107億円 (前期は1兆9,742億円) となりました。

利益につきましては、土木事業における売上総利益率低下や販管費の増加を主因に、営業利益は前期比7.5%減の1,319億円 (前期は1,426億円)、経常利益は同10.0%減の1,466億円 (同1,629億円) となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は特別損益の改善もあり、同6.0%減の1,032億円 (同1,098億円) となりました。

(2) セグメント別の状況 (各セグメントの数値はセグメント間取引等調整前の数値)

土木事業

当社における建設事業のうち土木工事に関する事業

建設事業 受注高	3,276億円 前期比 7.8%増
売上高	2,880億円 前期比 4.3%減
営業利益	171億円 前期比 51.2%減

受注高は、官公庁、民間ともに増加し前期比7.8%増の3,276億円（前期は3,038億円）となりました。

売上高は前期と概ね同水準の2,880億円（前期は3,010億円）となりました。営業利益は、売上総利益率の低下を主因に、前期比51.2%減の171億円（前期は352億円）となりました。

建築事業

当社における建設事業のうち建築工事に関する事業

建設事業 受注高	7,949億円 前期比 26.0%減
売上高	9,575億円 前期比 3.2%増
営業利益	853億円 前期比 7.2%増

受注高は、前期が複数の大規模再開発工事を受注し高水準であったことから前期比26.0%減の7,949億円（前期は1兆740億円）となりました。

売上高は、大型工事の施工が着実に進捗し、前期比3.2%増の9,575億円（前期は9,280億円）となりました。営業利益は、売上高の増加に加え売上総利益率も向上し、前期比7.2%増の853億円（前期は796億円）となりました。

開発事業等

当社における不動産開発全般に関する事業及び意匠・構造設計、その他設計、エンジニアリング全般の事業

売上高	594億円 前期比 16.0%増
営業利益	85億円 前期比 57.1%増

売上高は、不動産販売収入の増加を主因に前期比16.0%増の594億円（前期は512億円）となりました。

営業利益は、不動産販売事業、賃貸事業の売上総利益がともに増加したことを主因に、前期比57.1%増の85億円（前期は54億円）となりました。

国内関係会社

当社の国内関係会社が行っている事業であり、主に日本国内における建設資機材の販売、専門工事の請負、総合リース業、ビル賃貸事業等

建設事業 受注高	2,036億円 前期比 1.1%増
売上高	3,931億円 前期比 0.9%増
営業利益	177億円 前期比 7.4%増
経常利益	211億円 前期比 11.4%増

(経常利益はセグメント間取引及び国内関係会社間取引等調整前の数値を示しております。)

建設事業受注高及び売上高は前期と同水準となり、それぞれ2,036億円（前期は2,013億円）、3,931億円（前期は3,896億円）となりました。

営業利益は、建設事業の売上総利益増加を主因に、前期比7.4%増の177億円（前期は165億円）となりました。

また、持分法による投資利益等を加減した経常利益は前期比11.4%増の211億円（前期は190億円）となりました。

海外関係会社

当社の海外関係会社が行っている事業であり、北米、欧州、アジア、大洋州などの海外地域における建設事業、開発事業等

建設事業 受注高	5,028億円 前期比 0.4%増
売上高	4,690億円 前期比 2.9%増
営業利益	45億円 前期比 27.8%減
経常利益	149億円 前期比 13.6%減

(経常利益はセグメント間取引及び海外関係会社間取引等調整前の数値を示しております。)

建設事業受注高は前期と同水準の5,028億円（前期は5,008億円）となりました。

売上高は、北米地域における増加を主因に前期比2.9%増の4,690億円（前期は4,559億円）となりました。営業利益は、建設事業の売上総利益減少を主因に、前期比27.8%減の45億円（前期は62億円）となりました。

また、持分法による投資利益、開発事業出資利益等を加減した経常利益は前期比13.6%減の149億円（前期は173億円）となりました。

当期の主な受注工事

建築	中外製薬(株)	中外ライフサイエンスパーク横浜建設工事
土木	秋田洋上風力発電(株)	秋田港・能代港洋上風力発電施設建設工事
海外	CK Metro社	シャーロット・メトロ オフィスビル (米国)
土木	西日本高速道路(株)	新名神高速道路田上枝工事
建築	合同会社K R F 48	(仮称) MM37タワー新築工事

当期の主な完成工事

海外	ハワイ州交通局	レンタカー施設統合及び周辺道路改修工事 (カフルイ、マウイ島) (米国)
建築	(株)資生堂	資生堂グローバルイノベーションセンター(S/PARK)
建築	武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発 組合	パークシティ武蔵小山
建築	(株)オービック	オービック御堂筋ビル
土木	西日本高速道路(株)	新名神高速道路高槻インターチェンジ中工事

(3) 対処すべき課題

経営環境の見通し

新型コロナウイルス感染症は世界規模で拡大し、日本国内でも全国に緊急事態宣言が発令される事態となりました。当社グループでは、感染拡大の防止と顧客や協力会社並びに当社グループ社員の安全のため、国内外の事務所、建設現場を一時閉鎖するなどの措置を講じてまいりました。更なる感染拡大や長期化も懸念されるなど、先行き不透明な状況が続くと予想されますが、事態の推移を慎重に見極めつつ的確な判断と速やかな対策の実施により、グループを挙げて生産力の維持を図り、事業計画の確実な遂行を目指してまいります。

今後の経営環境につきましては、国内建設市場では、持続可能な社会の実現に必要な国土強靱化や低炭素社会への移行、技術革新などに対応する投資は底堅く推移すると見込んでおり、社会のニーズに的確に応えられる技術開発、技能労働者減少を見据えた施工体制の構築及び生産性の向上などが一層求められると考えております。また、海外におきましては、電子商取引（Eコマース）の進展に伴う流通倉庫市場の拡大等の動きが見られます。

このような経営環境の中、当社グループは、変化する状況や市場動向に的確に対応しつつ、引き続き「鹿島グループ中期経営計画（2018～2020）」に掲げる諸施策を積極的に推進するとともに、マテリアリティ（重要課題）への取り組みを通じて、経営目標達成と企業価値向上を目指してまいります。

鹿島グループ中期経営計画（2018～2020）の推進

基本方針と事業戦略

[基本方針]

1	次世代建設生産システムの構築
2	社会・顧客にとって価値ある建設・サービスの提供
3	成長に向けたグループ経営基盤の確立

[事業戦略]

戦略① 国内建設事業	生産性向上と魅力ある労働環境の整備
戦略② 国内・海外建設事業	有望市場・分野への取り組み強化
戦略③ 周辺ビジネス	上流・下流事業の取り組み推進と収益源の多様化
戦略④ 国内・海外開発事業	開発事業の収益力強化
戦略⑤ 全事業共通	環境・エネルギー・防災減災等 社会課題への取り組み強化

[経営数値目標]

連結	2019年度 実績	2020年度 予想	中期経営計画 経営数値目標	
			2020年度	中長期
売上高	20,107億円	18,700億円	21,500億円	25,000億円程度
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,032億円	800億円	800億円以上	1,000億円以上
ROE	13.4%	-	10%以上	-
有利子負債	3,268億円	3,800億円	4,000億円以下	-

(注) 2020年度予想(2020年5月14日公表)につきましては、公表日現在において入手可能な情報から得られた判断に基づいております。

[投資計画]

	2018年度 実績	2019年度 実績	中期経営計画 投資総額
■ 国内・海外開発事業	680億円	1,440億円	4,000億円
国内開発事業	350億円	810億円	1,600億円
海外開発事業	330億円	630億円	2,400億円
■ R & D投資	150億円	180億円	500億円
■ 競争力強化・ 持続的成長投資	260億円	210億円	500億円

[中期経営計画達成に向けた主な取り組み事例]

● 先端技術活用による生産性向上

- ・ 自動化施工技術「A⁴CSEL[®]」(クワッドアクセル)は2020年度本格導入に向け最終の開発段階
- ・ 「鹿島スマート生産ビジョン」の実証現場において施工面積当たりの労働時間を20%削減
- ・ ベンチャー企業とのオープンイノベーションの促進、同業大手との技術連携開始

● 働き方改革・担い手確保

- ・ 技能労働者の適正評価と処遇改善に資する建設キャリアアップシステム (CCUS) の普及促進と活用
- ・ 現場の管理業務を支援するグループ会社を設立
- ・ 協力会社の若手技能者採用や育成活動に対する助成事業を創設

● 有望市場への取り組み・収益源の多様化

- ・ SEP船 (自己昇降式作業台船) を他社と共同して建造することを決定、秋田港・能代港洋上風力発電施設建設工事を受注
- ・ HANEDA INNOVATION CITY等においてスマートシティへの取り組みを展開
- ・ 当社の参加するコンソーシアムが「横浜市現市庁舎街区活用事業」事業予定者に決定
- ・ IoT・AIを利用した建物管理サービス「鹿島スマートBM」を提供開始
- ・ ポーランドの学生寮開発運営会社を買収

● 社会課題への対応

- ・ 施工中CO₂排出量を見える化するシステム「edes」(イーデス)の開発、施工中現場への導入
- ・ 当社設計施工のHareza Tower (東京都豊島区)において超高層複合用途ビルとして初のZEB Ready認証 (エネルギー消費量削減率50%以上)取得
- ・ 地震時の建物安全性を診断する「q-NAVIGATOR[®]」の当社設計施工案件への標準装備開始
- ・ TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同を表明



HANEDA INNOVATION CITY (東京都大田区) 完成予想図

持続的な成長の実現に向けたマテリアリティ（重要課題）の特定

当社グループは、事業活動を通じた社会課題の解決に積極的に取り組んでいます。2019年度には、SDGsをはじめとした社会課題と事業活動の関連を確認・整理したうえで、社会・環境への影響度が大きく、かつ当社グループの企業価値向上や事業継続における重要度が高い課題を抽出し、7つのマテリアリティを特定いたしました。

長期的かつグローバルな視野に立ち、これらの課題に真摯に取り組むことによって、社会とともに持続的に成長し信頼される企業グループを目指してまいります。

【当社グループのマテリアリティ】

社会	<h3>1. 新たなニーズに応える機能的な都市・産業基盤の構築</h3>
	<p>鹿島は、これまで培った経験と新たな技術を融合させ、新たなニーズに応えるとともに、住みやすさ・働きやすさ・ウェルネスなどの機能的な追求により、建物・インフラの構築、まちづくり・産業基盤整備の分野において先進的な価値を提案します。</p> <p>●顧客の事業を通じた貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・快適で魅力ある空間の創造 ・エンジニアリング技術による生産性・品質向上 ・知的生産性・ウェルネス価値の向上 <p>●自社の事業を通じた貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模複合再開発プロジェクト ・スマートビル・シティの構築
	  
社会	<h3>2. 長く使い続けられる社会インフラの追求</h3>
	<p>鹿島は、建物・インフラの長寿命化をはじめ、改修・維持更新分野における技術開発を推進し、将来にわたり安心して使い続けられる優良な社会インフラの整備を担います。</p> <p>●顧客の事業を通じた貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建造物の長寿命化技術 ・インフラ維持・リニューアル技術 ・施設・建物管理業務の高度化 <p>●自社の事業を通じた貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質な開発事業資産の積上げ ・コンセッションへの参画
	  
社会	<h3>3. 安全・安心を支える防災技術・サービスの提供</h3>
	<p>鹿島は、災害に強い建物・インフラの建設や技術開発、発災時の迅速な復旧・復興のためのサービスを提供します。気候変動による影響も踏まえ、防災技術の高度化に努め、安心して暮らせる安全な社会を追求します。</p> <p>●顧客の事業を通じた貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制震・免震技術の高度化 ・気候変動を踏まえた強靱な建物・構造物の建設 ・BCPソリューションの提案 <p>●自社の事業を通じた貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BCPを考慮したサプライチェーンの構築 ・災害発生時における初期復旧業務への対応力強化
	 

4. 低炭素社会移行への積極的な貢献

鹿島は、工事中のCO₂排出量の削減、省エネ技術の開発や再生可能エネルギー施設の整備、グリーンビルディングの開発やエネルギーの効率的なマネジメントなどを通じて、低炭素社会への移行に積極的に貢献します。また、「鹿島環境ビジョン：トリプルZero2050」に基づき、資源循環・自然共生にも取り組みます。

●顧客の事業を通じた貢献

- ・ ZEBなど省エネ建物の提供
- ・ 最適なエネルギーシステムの構築
- ・ 再生可能エネルギー施設の建設

●自社の事業を通じた貢献

- ・ 工事中のCO₂排出量の削減
- ・ グリーンビルディングの開発
- ・ 再生可能エネルギーの活用



5. たゆまぬ技術革新と鹿島品質へのこだわり

鹿島は、技術開発による生産性向上と安全性向上により持続可能な次世代の建設システムを構築します。また、建物・インフラをお客様に自信をもってお引き渡しするため、品質検査・保証の仕組みの不断の改善を図り、安心して建物・インフラや環境を利用いただくための品質を追求します。

●持続可能な事業の基盤

- ・ 技術開発の推進とICT活用による生産性・安全性の向上
- ・ 高品質で安全な建造物を担保する品質確認体制の徹底



6. 人とパートナーシップを重視したものづくり

鹿島は、建設現場の働き方改革、担い手確保の推進と、人材の確保・育成、様々な人が活躍できる魅力ある就労環境の整備を進めます。事業に係るパートナーとの価値共創と、外部との連携を活用したイノベーションの推進に取り組みます。

●持続可能な事業の基盤

- ・ 労働安全衛生の確保
- ・ 働き方改革、担い手確保の推進
- ・ ダイバーシティを重視した人材育成・人材開発
- ・ オープンイノベーションの活用



7. 企業倫理の実践

鹿島は、コンプライアンスの徹底とリスク管理のための施策を通じて、公正で誠実な企業活動を推進します。グループの役員・社員一人ひとりが高い倫理観を持って行動するとともに、サプライチェーン全体を通じた取り組みにより、お客様と社会からの信頼向上に努めます。

●持続可能な事業の基盤

- ・ コンプライアンスの徹底
- ・ リスク管理体制とプロセス管理の強化
- ・ 適正なサプライチェーンマネジメント



(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第120期 (2016年度)	第121期 (2017年度)	第122期 (2018年度)	第123期(当期) (2019年度)
売 上 高 (百万円)	1,821,805	1,830,625	1,974,269	2,010,751
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	104,857	126,778	109,839	103,242
1株当たり当期純利益 (円)	101.01	244.29	211.67	200.99
自己資本当期純利益率(ROE) (%)	20.6	20.9	15.5	13.4
総 資 産 (百万円)	1,992,822	2,051,226	2,091,175	2,172,108
純 資 産 (百万円)	552,552	669,795	756,924	796,020

- (注) 1. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第122期の期首から適用しており、第121期の総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の金額を記載しております。
2. 2018年10月1日付で当社普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、第121期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(ご参考：当社の財産及び損益の状況)

区 分	第120期 (2016年度)	第121期 (2017年度)	第122期 (2018年度)	第123期(当期) (2019年度)
売 上 高 (百万円)	1,203,845	1,165,175	1,280,366	1,305,057
当 期 純 利 益 (百万円)	81,730	100,320	97,078	80,136
1株当たり当期純利益 (円)	78.60	192.96	186.74	155.72
総 資 産 (百万円)	1,529,699	1,535,173	1,546,981	1,593,643
純 資 産 (百万円)	370,485	465,593	545,421	563,176

- (注) 1. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第122期の期首から適用しており、第121期の総資産、純資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額を記載しております。
2. 2018年10月1日付で当社普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、第121期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 重要な子会社の状況等

(2020年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
大興物産株式会社	百万円 750	98.1%	建設資材・建設機械等の加工及び販売、内外装工事等の請負
鹿島道路株式会社	百万円 4,000	100.0	舗装工事の設計・施工、土木・建築工事の請負又は受託
鹿島リース株式会社	百万円 400	100.0	建物及び附帯設備、各種機器等のリース・売買
カジマユーエスエー インコーポレーテッド	百万米ドル 5	100.0	北米における子会社の統括及び関係会社への投融資
カジマアジアパシフィックホールディングス ピーティーイーリミテッド	百万シンガポールドル 430	100.0	アジアにおける子会社の統括及び関係会社への投融資
カジマヨーロッパリミテッド	百万ポンド 81	100.0	欧州における子会社の統括及び関係会社への投融資
カジマオーストラリア ピーティーワイリミテッド	百万豪ドル 200	100.0	大洋州における子会社の統括及び関係会社への投融資

(注) 当期において、カジマ オーバーシーズ アジア ピー ティー イー リミテッドの社名をカジマ アジア パシフィック ホールディングス ピー ティー イー リミテッドに変更いたしました。

上記に掲げた重要な子会社7社を含む連結子会社は144社、持分法適用会社は116社であります。

② 技術提携の状況

主な技術提携は、株式会社竹中工務店とのロボット施工・IoT分野に関するものであります。

(6) 主要な事業内容

(2020年3月31日現在)

当社グループは、建設事業、開発事業及び設計・エンジニアリング事業等を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者（（特-29）第2100号）として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（（14）第991号）として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(7) 主要な営業所等

(2020年3月31日現在)

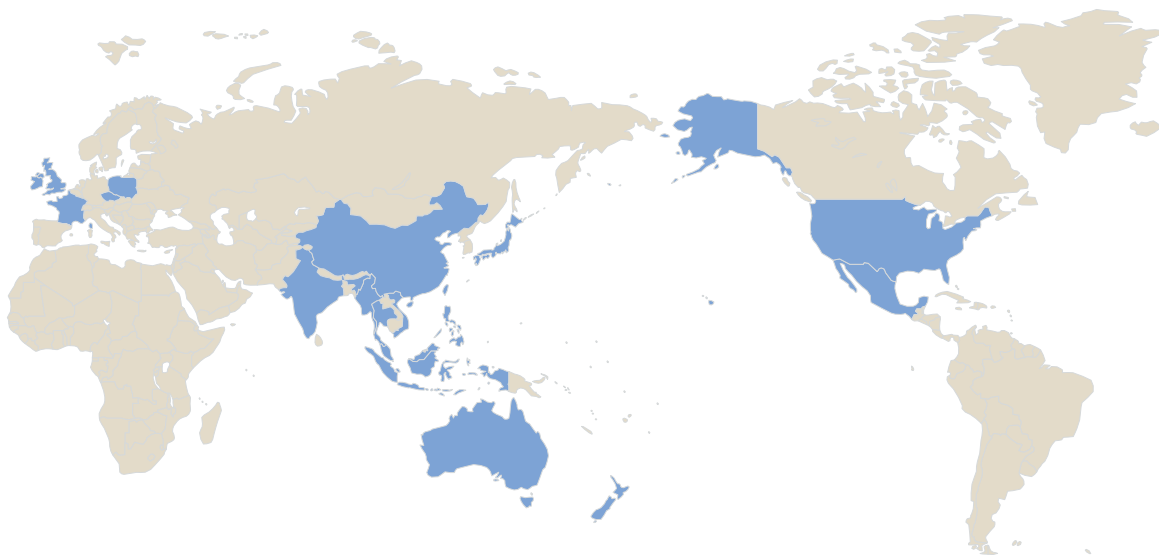
① 国内

本社	東京都港区元赤坂一丁目3番1号
支店	北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、関東支店（さいたま市）、東京土木支店（東京都港区）、東京建築支店（東京都港区）、横浜支店（横浜市）、北陸支店（新潟市）、中部支店（名古屋市）、関西支店（大阪市）、四国支店（高松市）、中国支店（広島市）、九州支店（福岡市）
技術研究所	（東京都調布市）
子会社	大興物産株式会社（東京都港区） 鹿島道路株式会社（東京都文京区） 鹿島リース株式会社（東京都港区） ケミカルグラウト株式会社（東京都港区） 鹿島建物総合管理株式会社（東京都新宿区）

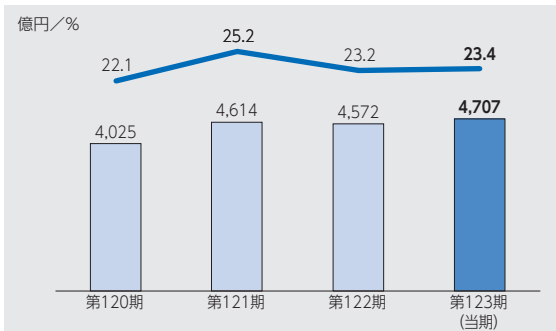
② 海外

子会社	カジマ ユー エス エー インコーポレーテッド（米国） カジマ アジア パシフィック ホールディングス ピー ティー イー リミテッド（シンガポール） カジマ ヨーロッパ リミテッド（英国） カジマ オーストラリア ピー ティー ワイ リミテッド（オーストラリア） 中鹿營造股份有限公司（台湾）
-----	---

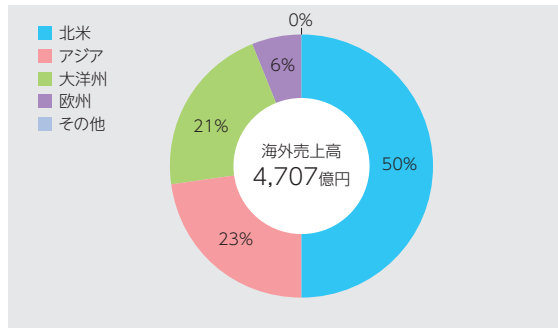
(ご参考) 当社グループの主な活動地域



■ 海外売上高／海外売上高比率の推移



■ 海外地域別売上高 (当期)



(8) 従業員の状況

(2020年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
20,504 ^名	+446 ^名

(注) 従業員数は、執行役員を除く就業人員数であります。
 なお、当社及び連結子会社の従業員数は、18,673名であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7,887 ^名	+104 ^名	44.2 ^歳	18.5 ^年

(注) 従業員数は、執行役員を除く就業人員数であります。
 なお、出向、留学生等を含めた在籍者数は、8,322名であります。

(9) 資金調達の状況

当社グループの主な資金調達として、2020年2月に無担保社債（グリーンボンド）を100億円発行いたしました。また、資金調達手段として、銀行借入れのコミットメントラインを引き続き総額1,500億円設定しております。

(10) 主要な借入先

(2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	71,104 ^{百万円}
三井住友信託銀行株式会社	35,401
株式会社みずほ銀行	25,823
株式会社三菱UFJ銀行	17,133

(11) 設備投資の状況

当社グループの当期中に実施いたしました設備投資の総額は863億円であり、このうち、主なものは次のとおりであります。

・当社 武田御堂筋ビル（開発事業等）

土地・建物の購入

なお、当期において継続中の主な設備の状況は、次のとおりであります。

- ・カジマ アジア パシフィック ホールディングス ピー ティー イー リミテッドの傘下会社1社
ミャンマー・ヤンキン地区複合開発（海外関係会社） 建物等の建設
- ・当社 横濱ゲートタワー（開発事業等） 土地購入・建物等の建設

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 当社における独占禁止法違反被告事件について

2018年3月23日に当社及び当社社員1名が起訴された東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事の独占禁止法違反被告事件につき、東京地方裁判所における審理が続いており、当社は引き続き無罪を主張しております。

② 当社に対する仲裁の申立てについて

当社を代表者とする共同企業体が施工した「東西高速道路東工区建設工事（アルジェリア）」に関し、2018年11月6日付で共同企業体の構成員である大成建設株式会社、西松建設株式会社、株式会社安藤・間（以下、3社を総称して「申立人」という。）から、当社の共同企業体代表者としての義務違反を理由に総額約1,062億円の損害賠償等を求め、一般社団法人日本商事仲裁協会宛に仲裁の申立てがあった件につき、仲裁廷において審理が続いております。申立人の主張は理由のないものであり、当社として受け入れられるものではないため、事実に基づいて適切に反論する方針で臨んでいるところです。当社業績への影響はないものと考えております。

③ 子会社における公正取引委員会からの排除措置命令等と取消訴訟の提起について

当社の子会社である鹿島道路株式会社は、全国において販売するアスファルト合材の販売価格決定に関し、独占禁止法違反行為があったとして、2019年7月30日付で公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び58億157万円の課徴金納付命令を受けました。これに対し同社は、2020年1月28日付で東京地方裁判所に各命令に対する取消訴訟を提起いたしました。同社としては、各命令における公正取引委員会の事実認定及び判断には誤りがあると考えており、今後、同訴訟の中で主張すべき点を主張していくこととしております。

2. 会社の株式に関する事項

(2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,250,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 528,656,011株 (自己株式 15,131,225株を含む。)
- (3) 株主数 60,622名 (前期末比 4,026名増)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	45,347	8.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	32,834	6.39
鹿 島 昭 一	15,792	3.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	10,807	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	10,791	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	10,039	1.95
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	9,171	1.79
鹿 島 社 員 持 株 会	8,551	1.67
ジェーピー モルガン チェース バンク 385151	7,967	1.55
公 益 財 団 法 人 鹿 島 学 術 振 興 財 団	7,235	1.41

- (注) 1. 当社は自己株式15,131千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年5月15日開催の取締役会決議に基づき、自己株式6,542,000株を総額9,999,769,400円で取得しております。また、当社は、2019年5月15日開催の取締役会及び2019年6月25日開催の第122期定時株主総会決議により、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、当社は、2019年7月9日開催の取締役会において自己株式の処分を決議し、対象となる取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員62名に対して、自己株式218,500株を割り当てております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中村満義	東京商工会議所 副会頭 東日本建設業保証(株) 社外取締役
代表取締役社長社長執行役員	押味至一	(株)日本建築住宅センター 社外取締役
代表取締役副社長執行役員	渥美直紀	
代表取締役副社長執行役員	小泉博義	建築管理本部長
代表取締役副社長執行役員	茅野正恭	土木管理本部長、海外土木担当
取締役副社長執行役員	石川洋	営業本部長
取締役常務執行役員	内田 顕	財務本部長
取締役	平泉信之	(一財)鹿島平和研究所 会長
取締役相談役	鹿島昭一	
取締役	古川洽次	三菱商事(株) 顧問
取締役	坂根正弘	(株)小松製作所 顧問 武田薬品工業(株) 社外取締役
取締役	齋藤聖美	ジェイ・ボンド東短証券(株) 代表取締役社長 昭和電工(株) 社外監査役
取締役	町田幸雄	弁護士 朝日生命保険(相) 社外監査役 (株)みずほ銀行 社外取締役
常勤監査役	中谷俊信	
常勤監査役	深田浩司	
常勤監査役	中川雅博	
監査役	須藤秀一郎	
監査役	寺脇一峰	弁護士 キューピー(株) 社外監査役 (株)商工組合中央金庫 社外監査役 東芝機械(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役 古川洽次、同 坂根正弘、同 齋藤聖美、同 町田幸雄の4氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 中川雅博、監査役 須藤秀一郎、同 寺脇一峰の3氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 古川洽次、同 坂根正弘、同 齋藤聖美、同 町田幸雄の4氏及び常勤監査役 中川雅博、監査役 須藤秀一郎、同 寺脇一峰の3氏について、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 常勤監査役 中谷俊信氏は、当社の財務本部主計部長、同本部副本部長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役 深田浩司氏は、当社の支店経理部長、監査部長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 常勤監査役 中川雅博氏は、長年にわたり銀行業務に携わり、株式会社三井住友銀行執行役員、株式会社SMBC信託銀行代表取締役社長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役 町田幸雄氏は、2019年6月25日開催の第122期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により監査役を退任し、同株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
8. 代表取締役 田代民治氏は、2019年6月25日開催の第122期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
9. 取締役 日名子 喬氏は、2019年6月25日開催の第122期定時株主総会の終結の時をもって辞任いたしました。
10. 監査役 寺脇一峰氏が社外取締役を兼職する東芝機械株式会社は、2020年4月1日をもって、社名を芝浦機械株式会社に変更しています。

当社は執行役員制度を導入しており、2020年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
副社長執行役員	山 口 皓 章	開発事業本部長
副社長執行役員	児 嶋 一 雄	建築構造担当、研究技術開発担当、知的財産部管掌
副社長執行役員	天 野 裕 正	東京建築支店長
副社長執行役員	尾 崎 勝	建築設計担当
副社長執行役員	越 島 啓 介	海外事業本部長
副社長執行役員	岡 昌 男	設備担当
専務執行役員	竹 田 優	総務管理本部長、広報室・安全環境部管掌
専務執行役員	野 村 高 男	横浜支店長
専務執行役員	松 崎 公 一	関西支店長
専務執行役員	松 嶋 潤	東京建築支店副支店長
専務執行役員	高 田 悦 久	土木管理本部副本部長、機械部管掌
専務執行役員	鞆 田 茂	営業本部副本部長
専務執行役員	丸 亀 秀 弥	エンジニアリング事業本部長
常務執行役員	伊 藤 仁	建築管理本部副本部長
常務執行役員	木 下 勲	北海道支店長
常務執行役員	風 間 優	東京土木支店長
常務執行役員	片 山 豊	中部支店長
常務執行役員	勝 見 剛	経営企画部長、関連事業部・ITソリューション部管掌
常務執行役員	田 所 武 士	関東支店長
常務執行役員	勝 治 博	東北支店長

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	福 田 孝 晴	技術研究所長
常務執行役員	北 典 夫	建築設計本部長
常務執行役員	山 田 安 彦	東京建築支店副支店長
常務執行役員	下 保 修	土木管理本部技師長
常務執行役員	木 村 宏	土木管理本部技師長
常務執行役員	吉 田 英 信	四国支店長
執行役員	新 川 隆 夫	環境本部長
執行役員	利 穂 吉 彦	土木管理本部副本部長
執行役員	相 河 清 実	土木設計本部長
執行役員	田名網 雅 人	建築設計本部副本部長
執行役員	国 平 浩 士	建築設計本部副本部長
執行役員	市 橋 克 典	秘書室長、人事部・総合事務センター管掌
執行役員	田 中 栄 一	原子力部長
執行役員	内 田 道 也	カジマ ユー エス エー インコーポレーテッド取締役社長
執行役員	杉 本 弘 治	カジマ・オーバーシーズ・アジア・PTE・リミテッド取締役社長
執行役員	大 石 修 一	カジマ・デベロップメント・PTE・リミテッド取締役社長
執行役員	米 澤 和 芳	東京建築支店副支店長
執行役員	一方井 孝 治	エンジニアリング事業本部副本部長
執行役員	小土井 満 治	土木管理本部プロジェクト推進統括部長、安全担当（土木）
執行役員	池 上 隆 三	中国支店長
執行役員	塩 沢 振 一郎	営業本部副本部長
執行役員	吉 美 宗 久	営業本部副本部長
執行役員	新 妻 充	総務管理本部副本部長、秘書室秘書役
執行役員	小 林 伸 浩	東京建築支店副支店長
執行役員	竹 川 勝 久	建築管理本部副本部長、安全担当（建築）
執行役員	藤 村 正	建築設計本部副本部長
執行役員	吉 弘 英 光	鹿島道路㈱代表取締役社長
執行役員	伊 藤 樹	東京建築支店副支店長
執行役員	芦 田 徹 也	北陸支店長
執行役員	塚 口 孝 彦	開発事業本部副本部長
執行役員	森 山 善 範	技師長
執行役員	坂 東 正 敏	土木管理本部副本部長
執行役員	坂 田 昇	土木管理本部土木技術部長
執行役員	茅 野 毅	建築管理本部建築企画部長
執行役員	中 島 健 一	海外土木事業部長
執行役員	小 森 浩 之	九州支店長
執行役員	村 上 泰 雄	営業本部副本部長
執行役員	森 口 敏 美	東京土木支店副支店長
執行役員	黒 川 泰 嗣	建築設計本部副本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役 (うち社外取締役)	15名 (4名)	770百万円 (54百万円)	
監査役 (うち社外監査役)	6名 (4名)	112百万円 (56百万円)	
計	21名	883百万円	

(注) 上記報酬等の額には、当期において費用計上した、取締役8名に対する役員賞与213百万円及び取締役7名に対する譲渡制限付株式報酬56百万円を含めて記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の兼職状況は「3. (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、各社外役員の兼職先と当社との間に記載すべき関係はありません。

② 当期における主な活動状況

取締役 古川治次

当期開催の取締役会14回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

取締役 坂根正弘

当期開催の取締役会14回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

取締役 齋藤聖美

当期開催の取締役会14回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

取締役 町田幸雄

2019年6月就任後に開催の取締役会11回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地に基づき、社外取締役として中立的、客観的立場から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、当期首から取締役就任までは、社外監査役として、取締役会3回、監査役会4回の全てに出席し、必要に応じて発言を行っております。

常勤監査役 中川雅博

当期開催の取締役会14回、監査役会15回の全てに出席し、主に金融・財務の観点から、必要に応じて発言を行っております。

監査役 須藤秀一郎

当期開催の取締役会14回、監査役会15回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験に基づき、必要に応じて発言を行っております。

監査役 寺脇一峰

2019年6月就任後に開催の取締役会11回のうち10回、監査役会11回のうち10回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じて発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|--------|
| ① 当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 94百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 187百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人の監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況並びに当該期の報酬見積の相当性を確認、検討した結果、これに同意しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、カジマ アジア パシフィック ホールディングス पीー ティー イー リミテッド、カジマ ヨーロッパ リミテッド及びカジマ オーストラリア ピー ティー ワイ リミテッドは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査（会社法又は金融商品取引法の規定によるものに限る。）を受けております。

(注) 1. 「公認会計士又は監査法人」には、外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含んでおります。
2. 「会社法又は金融商品取引法」には、これらの法律に相当する外国の法令を含んでおります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準適用に係る助言・指導」等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合、また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況等を勘案して相当であると判断した場合に、解任又は不再任を決定する方針であります。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、グループ会社を含めた内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定め、この方針に基づき内部統制システムを整備、運用しております。

【基本方針】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、「鹿島グループ企業行動規範」を定める。また、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図る。
- ② コンプライアンスの所管部署である法務部が、コンプライアンス・マニュアルの策定、全役員・従業員等を対象とする研修の実施等によりコンプライアンス体制の整備及び維持を図るほか、必要に応じて各分野の担当部署が、規則・ガイドラインを策定し、研修を実施する。
- ③ 業務執行部門から独立した内部監査部門である監査部が、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。
- ④ 法令上疑義のある行為その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、企業行動監理室及び社外委託先を窓口とする企業倫理通報制度を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議等の議事録、並びに稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、「文書取扱規則」及び「情報セキュリティ規程」に基づき適切に保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスク管理体制を整備するために、リスク管理に係る規程を定める。
- ② 社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針の決定、及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。
- ③ 支店・事業部門及び本社の各部署にリスク管理責任者を配置し、各部署において自律的なリスク管理を行う。
- ④ 重要な投融資等に関わるリスクについては、専門委員会において、リスクの把握と対策の審議を行う。
- ⑤ 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「危機対策本部」を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- ⑥ 業務執行部門から独立した内部監査部門である監査部が、リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

- ② 取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、社長を議長とし毎週1回開催される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ③ 経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にする。
- ④ 当社及びグループ会社の目標値を年度目標として策定し、それに基づく業績管理を行い、毎月1回開催される「特別役員会議」において、達成状況の報告、評価を行う。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として「鹿島グループ企業行動規範」を定めるほか、グループ各社でコンプライアンス・マニュアルの策定、企業倫理通報制度の整備、研修の実施等、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用する。
- ② 経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、グループ会社における重要事項の決定に関して当社への事前協議・報告を求めるほか、必要に応じ、当社の役員又は従業員をグループ会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督・監査を行う。
- ③ グループ会社は、「関係会社管理規程」に従い、業績、財務状況その他重要な事項について、当社に都度報告する。
- ④ 当社グループのリスク管理に係る規程を定めるほか、グループ会社に対しては「関係会社管理規程」に基づき、当社のリスク管理体制に準じた自律的なリスク管理体制を構築、運用させるとともに、適切な報告を求める。
- ⑤ グループ会社は、当社からの要求内容が、法令上の疑義その他コンプライアンス上問題があると認められた場合には関連事業部（若しくは海外事業本部）に報告するほか、その従業員等は企業倫理通報制度により自社又は当社の窓口に通報することができる。
- ⑥ 監査部は必要に応じてグループ会社を監査する。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、所属する監査役補助者は監査役の指示に従いその職務を行う。
- ② 監査役室に所属する監査役補助者の人事異動、評価については、監査役と事前に協議する。
- ③ 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

(7) 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

- ① 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。

- ② 当社は、前項の監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
- ③ 監査役は経営会議等の重要会議に出席することができる。
- ④ 監査役の職務執行について生じる費用又は債務は、請求のあった後、速やかに処理する。
- ⑤ 監査役の職務執行のための環境整備に努める。

(8) 財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価のための体制

当社グループにおける財務報告に係る内部統制を適正に整備、運用及び評価するために、「内部統制評価規程」を制定するほか、内部統制の有効性を評価、審議する機関として「財務報告に係る内部統制評価委員会」を設置する。

【運用状況の概要】

(1) コンプライアンスに関する体制

2019年10月に、関係法令の改正や社会情勢の変化などを踏まえ、当社のコンプライアンス・マニュアルである「鹿島グループ 企業行動規範 実践の手引き」を改訂し、全役員・従業員に周知しました(第5版)。グループ会社についても、同改訂版に準じ、各社のコンプライアンス・マニュアルの改訂を行いました。

コンプライアンス意識の更なる向上と定着を図るため、当社グループの役員及び従業員を対象としたeラーニングを用いた「鹿島グループ企業行動規範」に関する研修や、独占禁止法分野に精通した弁護士によるケーススタディを用いた本社・各支店での研修会等を実施し、その実施状況は「コンプライアンス・リスク管理委員会」及び「リスク管理連絡会議」に適宜報告、確認を行いました。加えて、重要な事案については「コンプライアンス・リスク管理委員会」を通じて取締役会に報告し、議論を行いました。

また、談合防止体制の運用状況を確認するため、2018年に制定した「談合防止管理規程」に基づき、弁護士・法務部・監査部が本社及び各支店の監査を行い、社内手続の遵守徹底を含め、適正な受注活動のより一層の推進を図りました。

企業倫理通報制度は、当社グループ又は協力会社の従業員等から匿名でも通報可能としております。社外にも複数の通報窓口を設置し利便性・実効性を確保しており、寄せられた通報に対しては適切に対応しました。

(2) リスク管理に関する体制

当社グループのリスク管理体制の運用状況の把握、評価を行うとともに、リスク管理の方針及び重大リスク事案への対応等について審議する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を4回開催し、その結果並びに2019年度に顕在化した重大リスクと対応状況、2020年度のリスク管理重点課題等を取締役に報告しました。

加えて、本社のリスク所管部署の担当者が定期的に集まり、当社グループに関するリスク顕在化事案や法令改正、社会動向、他社での事例、さらにはリスクマネジメントやリスクコミュニケーションの手法などの情報を報告・共有する「リスク管理連絡会議」を24回開催し、重要な情

報については適宜「コンプライアンス・リスク管理委員会」、取締役会に報告しました。顕在化したリスク事案については、同委員会の事務局が当社グループのリスク情報を一元管理し、対応状況を継続的にフォローしています。

情報セキュリティについては、情報セキュリティポリシーを定め、重点的なリスク管理を継続しています。当社グループの役員及び従業員を対象としたeラーニングを用いた教育並びに協力会社に対する啓発活動などを実施しました。

また、災害時の事業継続計画(BCP)を策定しており、首都直下地震や豪雨災害等を想定した実践的なBCP訓練を実施するなど、企業としての防災力、事業継続力のさらなる向上に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症に対しては、感染予防と感染拡大防止を最優先しつつ、可能な限りの事業継続と被害最小化を図るため、危機対策本部を設置して対応しています。情報収集とリスク想定を行い、国内外従業員への行動指示、協力会社への指導ほか必要な対策を実施しています。

(3) 財務報告に係る内部統制に関する体制

当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性を評価、審議する「財務報告に係る内部統制評価委員会」を開催し、その結果を取締役に報告しました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制

取締役会を14回開催し、経営の基本方針、その他経営に係る重要事項等に関する審議・決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督、経営計画の進捗状況の確認を行いました。また、取締役会の定める経営の基本方針に基づき、取締役会の付議事項を除く経営全般の重要事項を審議決定する経営会議を35回開催したほか、特別役員会議を11回開催し、取締役会及び経営会議での決議・報告事項を全執行役員等に周知するとともに、業務執行状況の報告・評価等を行いました。

(5) グループ経営管理に関する体制

「関係会社管理規程」に則り、グループ会社の重要事項の決定及び業績、財務状況等を管理しております。また、必要に応じ、当社の役員又は従業員をグループ会社の取締役又は監査役として派遣しております。

(6) 監査役への報告、並びに監査役の監査が実効的に行われるための体制

監査役は取締役会に出席するほか、経営会議等の重要会議に出席するとともに、重要な文書を読覧し、更に会計監査人、内部監査部門、本支店各部署及びグループ会社から定期及び適宜に業務現況等の報告を受けております。

また、監査役会及び監査役の円滑な監査遂行のため、監査役室に専従の従業員を4名配置しております。

(7) 内部監査に関する体制

業務執行部門から独立した監査部が、会計及び業務活動に関する適正性並びに財務報告に係る内部統制の有効性等について、グループ会社を含めて監査を実施しました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,349,264	流動負債	1,125,410
現金預金	262,963	支払手形・工事未払金等	520,653
受取手形・完成工事未収入金等	734,159	短期借入金	151,459
有価証券	110	コマーシャル・ペーパー	45,000
営業投資有価証券	12,355	未払法人税等	30,597
販売用不動産	62,817	未成工事受入金	162,087
未成工事支出金	63,540	開発事業等受入金	13,553
開発事業支出金	74,692	完成工事補償引当金	12,824
その他のたな卸資産	18,180	工事損失引当金	12,515
その他の引当金	121,300	役員賞与引当金	153
貸倒引当金	△ 855	その他の引当金	176,565
固定資産	822,843	固定負債	250,678
有形固定資産	391,049	社債	50,000
建物・構築物	117,412	長期借入金	80,425
機械・運搬具・工具器具備品	17,526	繰延税金負債	605
土地	223,651	再評価に係る繰延税金負債	19,859
建設仮勘定	26,165	退職給付に係る負債	62,100
その他の引当金	6,292	持分法適用に伴う負債	1,205
無形固定資産	11,548	その他の引当金	36,482
投資その他の資産	420,246	負債合計	1,376,088
投資有価証券	309,623	純資産の部	
長期貸付金	50,012	株主資本	691,697
退職給付に係る資産	642	資本金	81,447
繰延税金資産	18,635	資本剰余金	43,367
その他の引当金	44,836	利益剰余金	583,303
貸倒引当金	△ 3,503	自己株式	△ 16,420
		その他の包括利益累計額	100,089
		その他有価証券評価差額金	84,212
		繰延ヘッジ損益	△ 239
		土地再評価差額金	19,435
		為替換算調整勘定	△ 1,400
		退職給付に係る調整累計額	△ 1,918
		非支配株主持分	4,233
		純資産合計	796,020
資産合計	2,172,108	負債純資産合計	2,172,108

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上	1,791,118	2,010,751
売上	219,633	
売上	1,584,538	1,762,630
売上	178,091	
売上	206,579	248,121
売上	41,541	
売上		116,134
売上		131,987
売上	11,434	21,769
売上	5,038	
売上	5,296	
売上	3,522	7,110
売上	911	
売上	2,676	
売上		146,645
売上		5,854
売上		2,866
売上		149,634
売上	49,669	45,847
売上	△ 3,821	
売上		103,786
売上		544
売上		103,242

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	81,447	43,267	507,094	△ 6,641	625,167
在外関係会社の会計基準の改正等に伴う累積的影響額			△ 739		△ 739
会計方針の変更を反映した当期首残高	81,447	43,267	506,354	△ 6,641	624,427
当期変動額					
剰余金の配当			△ 26,306		△ 26,306
親会社株主に帰属する当期純利益			103,242		103,242
自己株式の取得				△ 10,007	△ 10,007
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分		100		228	328
土地再評価差額金の取崩			12		12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	100	76,948	△ 9,779	67,269
当期末残高	81,447	43,367	583,303	△ 16,420	691,697

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	111,417	△ 371	18,618	249	△ 1,802	128,110	3,646	756,924
在外関係会社の会計基準の改正等に伴う累積的影響額	△ 438					△ 438	△ 5	△ 1,183
会計方針の変更を反映した当期首残高	110,978	△ 371	18,618	249	△ 1,802	127,671	3,640	755,740
当期変動額								
剰余金の配当								△ 26,306
親会社株主に帰属する当期純利益								103,242
自己株式の取得								△ 10,007
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分								328
土地再評価差額金の取崩			817			817		830
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 26,766	131		△ 1,649	△ 115	△ 28,400	592	△ 27,807
当期変動額合計	△ 26,766	131	817	△ 1,649	△ 115	△ 27,582	592	40,279
当期末残高	84,212	△ 239	19,435	△ 1,400	△ 1,918	100,089	4,233	796,020

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	933,408	流動負債	828,364
現金預手	140,593	支払手形	1,101
受取預金	3,267	短期借入金	369,803
子工事記録	4,615	未借入	74,897
完成工事仕掛	558,202	マル・ペーパー	45,000
有価証券	61	リース	485
営業投資	12,355	法人税	27,098
完成工事	31,073	受入	121,020
発注工事	39,000	等受入	10,198
その他	46,982	り受入	99,378
倒産引当	97,358	補償引当	10,619
引当	△ 103	損失引当	12,250
固定資産	660,235	固定負債	202,102
有形固定資産	251,950	社長期借入	50,000
建物	58,825	リース	52,896
機械器具	1,423	繰上	1,011
土器	1,605	延税	18,985
工事	176,245	引当	53,005
建設	1,400	引当	213
その他	12,041	引当	25,990
無形固定資産	407	負債合計	1,030,466
投資	6,377		
その他	401,907		
株	234,884	純 資 産 の 部	
関係会社	114,675	株 主 資 本	466,098
その他	22,651	資本金	81,447
長期	11,627	本剰余	45,478
破綻	66	本剰余	20,485
繰上	2,042	の他	24,993
延税	7,699	利益	355,018
引当	14,305	の他	355,018
引当	△ 6,045	特別償却	117
		固定資産	8,489
		繰上	251,997
		繰上	94,415
		繰上	△ 15,845
		繰上	97,078
		繰上	79,101
		繰上	△ 43
		繰上	18,020
		繰上	563,176
資産合計	1,593,643	負債純資産合計	1,593,643

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参考

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高	1,245,655	
売上原価	59,401	1,305,057
売上総利益	1,078,906	
営業利益	48,700	1,127,606
営業外利益	166,749	
営業外費用	10,701	177,450
特別損失		66,406
税引前当期純利益		111,044
法人税、住民税及び個人税	11,682	
法人税、住民税及び個人税	2,229	13,912
法人税、住民税及び個人税	1,721	
法人税、住民税及び個人税	911	
法人税、住民税及び個人税	1,730	4,363
法人税、住民税及び個人税		120,593
法人税、住民税及び個人税		60
法人税、住民税及び個人税		4,704
法人税、住民税及び個人税		115,949
法人税、住民税及び個人税	38,024	
法人税、住民税及び個人税	△ 2,210	35,813
法人税、住民税及び個人税		80,136

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金						
			特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	81,447	20,485	24,893	198	8,609	179,997	112,431	△ 6,066	421,995	
当期変動額										
剰余金の配当							△ 26,354		△ 26,354	
別途積立金の積立						72,000	△ 72,000		—	
特別償却準備金の取崩				△ 81			81		—	
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 120		120		—	
当期純利益							80,136		80,136	
自己株式の取得								△ 10,007	△ 10,007	
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分			100					228	328	
土地再評価差額金の取崩									—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	100	△ 81	△ 120	72,000	△ 18,015	△ 9,779	44,102	
当期末残高	81,447	20,485	24,993	117	8,489	251,997	94,415	△ 15,845	466,098	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	106,330	△ 95	17,190	123,425	545,421
当期変動額					
剰余金の配当					△ 26,354
別途積立金の積立					—
特別償却準備金の取崩					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
当期純利益					80,136
自己株式の取得					△ 10,007
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分					328
土地再評価差額金の取崩			830	830	830
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 27,229	52		△ 27,177	△ 27,177
当期変動額合計	△ 27,229	52	830	△ 26,346	17,755
当期末残高	79,101	△ 43	18,020	97,078	563,176

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

鹿島建設株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西松真人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村広樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鹿島建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鹿島建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

鹿島建設株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西松真人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村広樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鹿島建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を

表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

鹿島建設株式会社 監査役会

常勤監査役 中谷 俊 信 ㊟

常勤監査役 深 田 浩 司 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 中 川 雅 博 ㊟

監 査 役（社外監査役） 須藤 秀一郎 ㊟

監 査 役（社外監査役） 寺 脇 一 峰 ㊟

以 上

(ご参考)

当社グループの主な完成工事



■ オービック御堂筋ビル (大阪市)

オービック創業50周年記念事業として大阪御堂筋に誕生した複合ビル。同社の大阪本社オフィスとホール、ホテル、店舗などの各施設を、当社の制震技術が支えます。



■ ホテルロイヤルクラシック大阪難波 (大阪市)

旧大阪新歌舞伎座跡に誕生した複合ホテル。旧歌舞伎座のファサードと屋根を復元し新旧のデザインを調和させた外観は、大阪ミナミの新ランドマークとなりました。



■ 資生堂グローバルイノベーションセンター (横浜市)

横浜に誕生した資生堂の研究開発拠点。新たなイノベーションを創出する都市型オープンラボでは、多様な知と人が融合できるよう様々な設計手法が採用されました。



■ さいたま市立病院新病院 (さいたま市)

施設の老朽化に伴い、敷地西側に建て替えを行った本館(637床)は免震構造で、地域完結型医療の要として安心して暮らせるさいたま市のシンボルとなります。



■奥胎内ダム（新潟県）

新潟県下の胎内川水系に建設された多目的ダム。一年の半分しか工事が行えない豪雪地帯で、生態系など自然環境への影響を最小限に抑制し、無事竣工を迎えました。



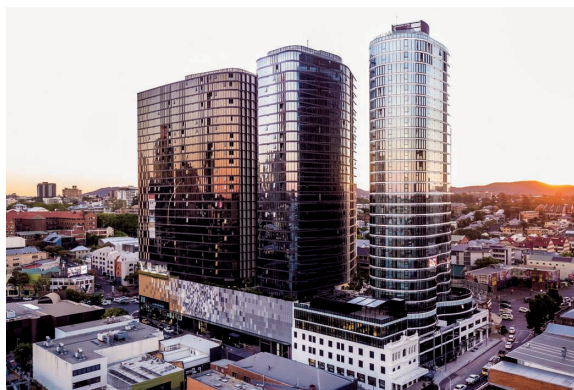
■大分川ダム（大分県）

建設機械の自動運転など無人化施工技術を核とした次世代の建設生産システム「A⁴CSEL[®]」を試験導入した現場として注目を集めた多目的ダムが完成しました。



■UnionWest at Creative Village（米国）

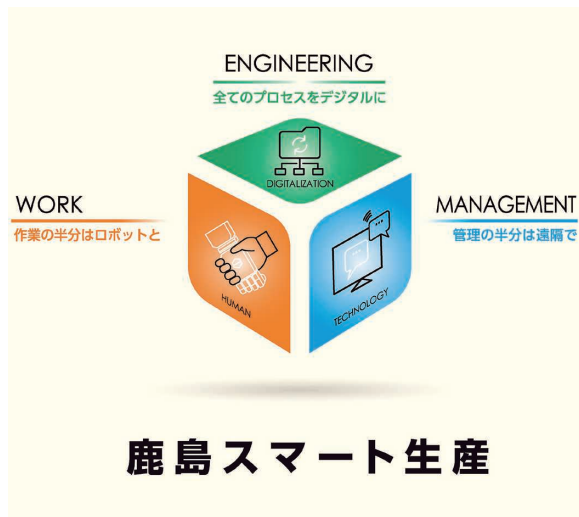
フロリダ州オーランドに所在する2つの大学キャンパスに近接する学生向け居住施設で、低層階にはジムやレストラン等のアメニティの他、大学の教室等も配置されています。



（最右棟）

■FV No. 1 Fortitude Valley（豪州）

クイーンズランド州ブリスベンに位置し、歴史的建造物に指定されている外壁を低層階に保存した近代的デザインの地上26階建て高層分譲集合住宅です。



「鹿島スマート生産ビジョン」のコンセプト図



溶接の様子



溶接出来形



マニピュレータ型現場溶接ロボット

「鹿島スマート生産ビジョン」実現に向けロボット溶接を推進

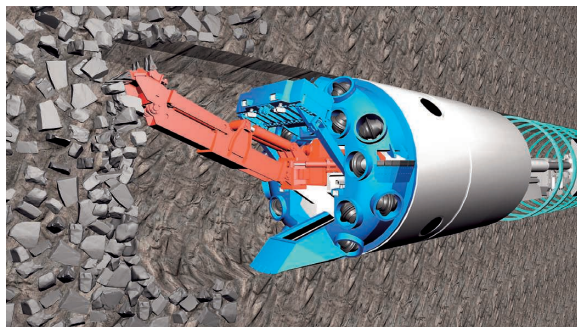
超高層ビルに使われる大型鉄骨柱の溶接に対応する、マニピュレータ（多関節）型現場溶接ロボットを開発しました。東京都内で進めているビルの一部の柱を対象に、熟練技能者と同等レベルの品質を実現し、現場溶接作業の省力化が可能となります。当社では2018年11月に発表した「鹿島スマート生産ビジョン」において、建設就業者不足への対応や、働き方改革の実現に向けた、建築工事にかかわるあらゆる生産プロセスの変革を推進し、生産性向上を目指しています。昨年9月に竣工した当社開発の「名古屋伏見Kスクエア」はそのパイロット現場として、ICTを活用した各種の施工ロボットや現場管理ツールなど18項目にのぼる最新技術・システムを適用・実証し、社内外に試行状況や今後の展望、応用技術を発信しました。そして現在、横浜市で施工中の「横濱ゲートタワー」をスマート生産のモデル現場として、その手法の本格的な導入を進めています。



四足歩行型ロボット「Spot」

土木工事現場へ四足歩行型ロボットを導入

最先端のロボット技術を保有するBoston Dynamics社の四足歩行型ロボット「Spot」^{スポット}を、ソフトバンクロボティクス(株)、ソフトバンク(株)とともに、世界に先駆けて土木工事現場での活用を目指して導入しました。「Spot」を初めとするロボット技術の導入をこれからも積極的に推進し、建設業界のさらなる生産性や安全性の向上を図り、業務の効率化を目指します。



NATMモード（切羽あり）

「^{ナトビーエム}NATBM掘削機」を黒部川電力・新姫川第六発電所建設工事に初適用

当社は、コマツと共同開発した「NATBM掘削機」を新姫川第六発電所建設工事の導水路トンネルの施工に初適用し、2020年1月に掘進を開始しました。トンネル掘削の代表的な工法である「TBM」と、地質が複雑な地山に柔軟に対応できる「NATM」の優れた機能を兼ね備えているのが特徴です。全長約4.0kmのトンネルは、TBMで約3.8km、NATMで約200mを掘削する計画となっています。

トピックス



秋田港に建設される洋上風車（イメージ）



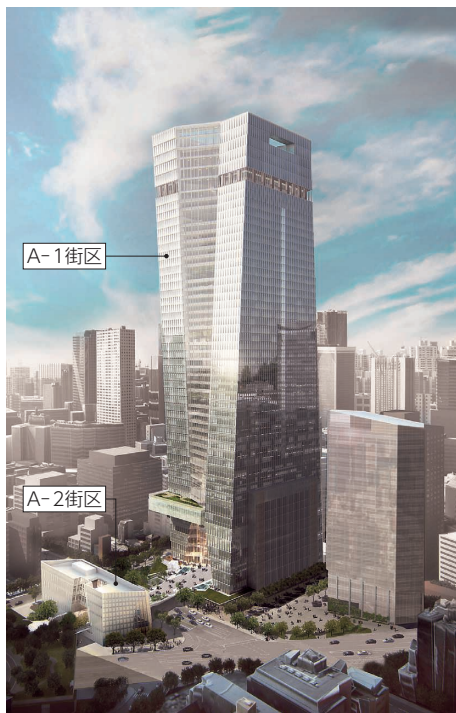
モノパイル形式 洋上風車(イメージ)

洋上風力発電プロジェクトへの対応を強化

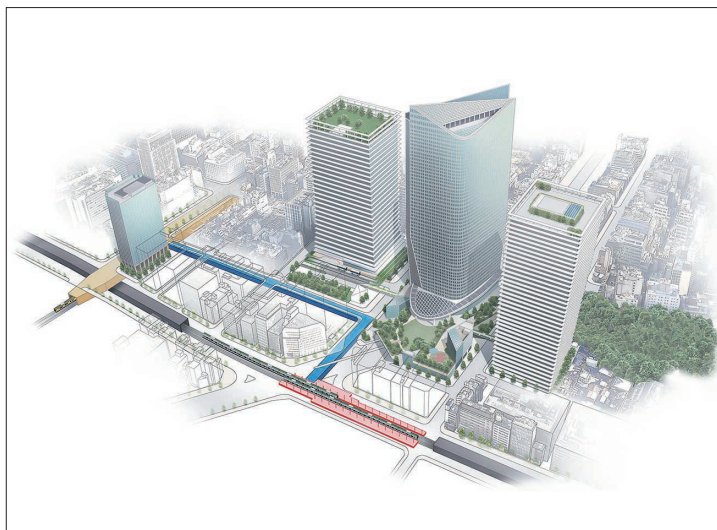
当社は、住友電気工業㈱と共同で、日本国内では初めてとなる商用洋上風力発電事業の実施に向けた「秋田港・能代港洋上風力発電施設建設工事」に本格着工しました。本工事は、秋田港と能代港の港湾区域内に着床式の洋上風車33基を新設し、総発電容量は約140MWと国内最大規模を誇ります。竣工は2022年の予定です。

また、五洋建設㈱、寄神建設㈱と共同で、10～12MWクラスの着床式洋上風力発電施設の基礎及び風車の建設用に、1,600t吊クレーンを搭載したSEP型多目的起重機船を建造中です。

国内では洋上風力発電の開発を促進する法律が整備され、全国各地で洋上風力発電プロジェクトが本格化しています。こうした取り組みをとおして、今後も需要の高まりが予想される再生可能エネルギー関連工事への対応を強化してまいります。



完成イメージ



虎ノ門ヒルズ駅付近イメージ

「虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業」が起工

昨年11月、当社が施工を担当する「虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業」が起工しました。このプロジェクトは、「国際新都心・グローバルビジネスセンター」へと拡大・進化を続ける虎ノ門エリアに位置し、今年6月開業予定である東京メトロ日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」の整備と一体となった都市再開発事業です。東京メトロ日比谷線の霞ヶ関駅と神谷町駅の間に誕生する虎ノ門ヒルズ駅設置工事(当社施工)では地下鉄の運行を維持しながらトンネルを受け替え、地下に駅構造物を構築しています。

また、再開発事業で整備される駅広場とつながるなど、周辺開発と連携した歩行者ネットワークといった都市基盤の強化・拡充を図っていきます。事務所、店舗、ホテル、ビジネス発信拠点など多様な都市機能を備えたプロジェクトで、2023年7月竣工予定です。

ESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組み



しかおい水素ファーム[®]で実証実験が行われている、水素サプライチェーンの全体像



福島水素エネルギー研究フィールド (FH2R) 全景

水素社会実現の一翼を担い、持続可能な社会に貢献

今、二酸化炭素を排出しない未来のエネルギーとして、期待されているのが水素です。

当社は、様々な水素プロジェクトに関わってきました。北海道では、家畜のふん尿から水素をつくる世界初の取り組みを行っています。「乳牛1頭のふん尿でFCV1台を走らせる」をキャッチフレーズに、鹿追町の「しかおい水素ファーム[®]」で水素のサプライチェーンを構築。当社が霧島酒造(株) (宮崎県都城市) の焼酎リサイクルプラントで成果を上げてきた「メタクレス」を中心としたメタン発酵やバイオガスの利用技術等のノウハウを生かして取り組んでいます。

また、今年3月には、再生可能エネルギーを利用した世界最大のCO₂フリー水素製造施設「福島水素エネルギー研究フィールド (FH2R)」(福島県双葉郡浪江町) が完成し、当社は、水素製造建屋、受変電設備、水素ガス貯蔵充填設備建屋、電力供給用の20MWの太陽光発電設備などの設計・施工を担当しました。

水素エネルギー事業は、SDGsの達成に繋がる事業であり、当社のマテリアリティに沿った取り組みです。今後も当社の総合力を活かし、持続可能な社会づくりに貢献してまいります。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
期末配当金 受領株主確定日	毎年3月31日
中間配当金 受領株主確定日	毎年9月30日
単元株式数	100株
公告の方法	電子公告 公告掲載URL (https://www.kajima.co.jp/)
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎ 0120-782-031

株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について

【証券会社で口座を開設されている株主様】
 口座を開設されている証券会社にご連絡ください。
【証券会社で口座を開設されていない株主様(特別口座の株主様)】
 特別口座の口座管理機関(三井住友信託銀行株式会社)にご連絡ください。
 ※未払配当金のお支払いにつきましては、どちらの株主様も株主名簿管理人(三井住友信託銀行株式会社)が承ります。

単元未満株式の
買取手数料 単元株式数当たりの売買委託手数料相当額
 を買い取った単元未満株式数で按分した額
 及びこれにかかる消費税額等の合計額
 上場金融商品取引所 東京証券取引所・名古屋証券取引所

株式に関する「マイナンバー制度」のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは株式の税務関係のお手続きでも必要となります。このため、株主様から、口座を開設されている証券会社または特別口座の口座管理機関(三井住友信託銀行株式会社)にお届出いただく必要があります。

●株式関係業務におけるマイナンバーの利用

法令に定められたとおり、支払調書には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

主な支払調書

- ・配当金に関する支払調書
- ・単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

特別口座で株式を保有されている株主様へ

2009年の株券電子化移行時に株式会社証券保管振替機構へ預託されていなかった株式につきましては、当社が開設した「特別口座」で管理されております。特別口座の株式は証券市場で自由に売買することができないため、対象の株主様には以下のお手続きをご案内いたします。

■口座振替

特別口座に株式をお持ちの株主様が単元株式(100株単位)のお取引引きをされる場合は、特別口座と同一名義で開設された証券会社の口座へ株式を振り替えていただく必要がありますので、特別口座の口座管理機関(三井住友信託銀行株式会社)へお問い合わせください。

証券会社に口座をお持ちでない株主様は、事前に口座をご開設ください。口座の開設手続き等につきましては、お取引引き予定の証券会社にお問い合わせください。

■単元未満株式の買取請求

100株に満たない株式(単元未満株式)につきましては、株主様は当社に対して買取請求(売却)する制度をご利用いただけます。買取請求される場合は上記の口座振替の必要がなく、証券会社に口座をお持ちでない株主様でも売却が可能です。

なお、お持ちの株式のうち単元株式につきましては、当社への買取請求はできず、お取引引きをされる場合は上記の口座振替が必要となります。

※買取価格は買取請求に必要な書類が三井住友信託銀行株式会社証券代行部に到着した日の東京証券取引所における最終売買価格となります。

※買取手数料として、単元株式数当たりの売買委託手数料相当額を買い取った単元未満株式数で按分した額及びこれにかかる消費税額等の合計額をご負担いただきます。

定時株主総会会場ご案内図

今年は、極力ご来場をお控えください。

会場

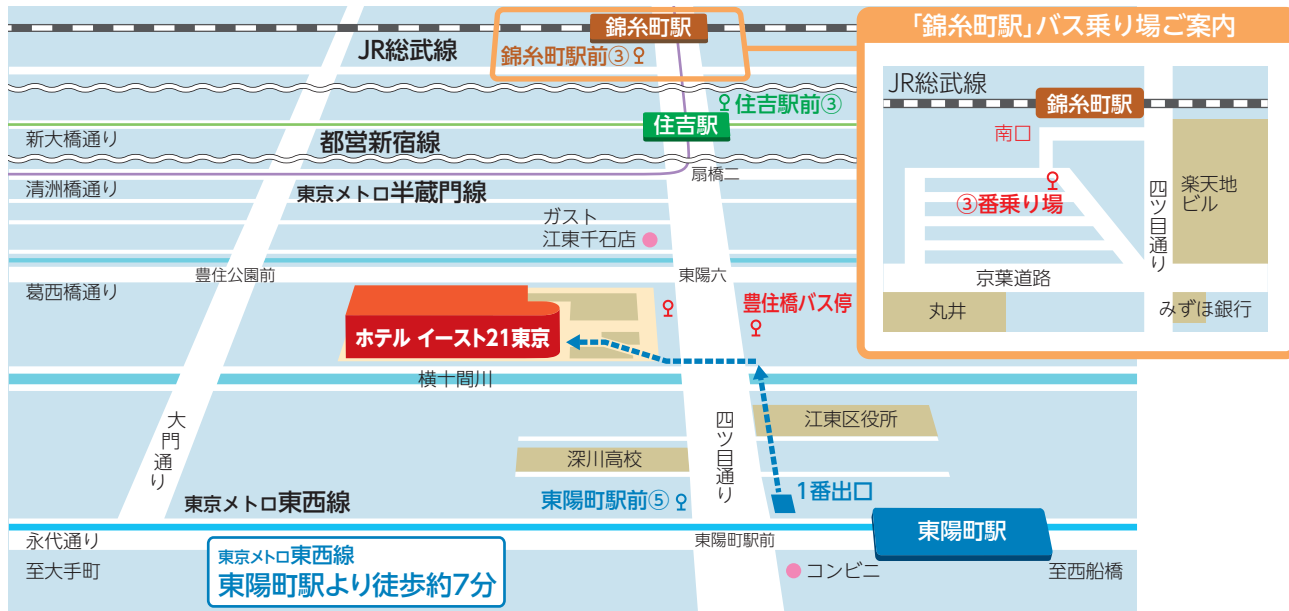
ホテル イースト21東京 1階 イースト21ホール

東京都江東区東陽六丁目3番3号

電話：03-5683-5683

開催日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時



最寄り駅のご案内

地下鉄	○ 東京メトロ東西線	「東陽町駅」1番出口（大手町寄り）右手へ徒歩約7分（約500m） （ご参考） 東陽町駅前⑤番乗り場より都営バスで約3分 門21系統／東大島駅前行き：「豊住橋バス停」下車 東22・錦22系統／錦糸町駅前行き：「豊住橋バス停」下車
地下鉄	○ 都営新宿線 ○ 東京メトロ半蔵門線	「住吉駅」A3出口 住吉駅前③番乗り場より都営バスで約10分 東22系統／東陽町駅前・東京駅丸の内北口行き：「豊住橋バス停」下車
JR	総武線	「錦糸町駅」南口 錦糸町駅前③番乗り場より都営バスで約15分 東22系統／東陽町駅前・東京駅丸の内北口行き：「豊住橋バス停」下車

今年は、お土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

